

世界で最も高齢者の多い日本ですから、ICFの考え方は、本当に我々の生活にかかわる大きな捉え方だと思います。そういう意味で、共生社会とインクルージョンは、あまり議論されたことはありませんが、これから具体的にどうということなのかということ、あるいは現実的にどうしたらいいのかということ話し合っていく必要があるのではないかと思います。これで分科会1を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

Ⅶ. 分科会2 就学支援と保護者への情報供給システム

司会：広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座 小林 秀之（現 筑波大学）・林田 真志
記録：広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座 船津 守久

【小林】 就学支援と保護者への情報供給システムの分科会を開催させていただきたいと思います。この分科会を司会・進行という形で務めさせていただきます広島大学教育学研究科小林と申します。よろしくお願いいたします。

【林田】 広島大学教育学研究科の林田と申します。よろしくお願いいたします。

【船津】 同じく広島大学教育学研究科船津と申します。総合協議の際はこの分科会で話し合われた内容を船津の方から取りまとめて全体にご報告させていただき予定です。どうぞよろしくお願いいたします。

【小林】 大学の講義室ですので、真ん中に立つのはいかにも講義みたいですので、我々もこちらに座らせていただいて同じレベルで様々ご意見を交わせたらと思っております。よろしくお願いいたします。

この就学支援と保護者への情報供給システムということなんですけれども、実は本来はここだけ取り出してやるというのは非常に難しく、他の分科会でインクルーシブ教育と合理的配慮という分科会がございますけれども、合理的な配慮の内容なりや方向性なりが見つからないまま就学支援の在り方だけ意見を交わしたりしても、本当は2ついっぱいの方がいいなという思いはあったのですが、2ついっぱいになってしまうとあまりにも話題が多くなり過ぎてしまうために、ちょっと就学支援という形、あるいは保護者への情報供給システムという形で別個に取り上げさせていただいています。いわゆるここで何かを決めなくてはいけないというよりも、今後の方向性であったり、あるいは現在、もしかすると改善しないといけない問題点、そういったものをフロアの先生方といっしょに議論していけたらいいのかとイメージしておりますので、どうぞ積極的なご助言をお願いできればと思っております。それで、内容的には午前中、荒川先生、下山先生、うちの落合の方からの報告でいたい全体像はご理解いただいていると思うんですけれども、この分科会に関連して最初に10分ほどいただいて合意という今の状況整理をしたいと思います。まず最初、推進会議の方で打ち出している方向性を確認したいと思います。

まず1点目は「障害の有無にかかわらず、すべての子どもが地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則」これと「本人・保護者が望む場合のほか、ろう者、難聴者又は盲ろう者にとって最も適切な言語やコミュニケーションの環境を必要とする場合には、特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制度へと改める。」というような方向が打ち立てられています。実は私、視覚障害が専門なんですけれども、同じ感覚障害といった場合になぜ聴覚障害だけがこうやって取り出されてしまうのかという疑問は感じておりますが。まあ推進会議の教育に関する研究者を見ますと、なかなか視覚障害に関して積極的な発言をしてくださる委員の方がいらっしやらないということがその背景の1つかという気もしております。

それから2点目ですが「特別支援学校に就学先を決定する場合及び特別支援学級への在籍を決定する場合」この次ですけれども「就学先における必要な合理的配慮および支援の内容を決定するに当たっては」この「就学先における必要な合理的配慮および支援の」とは通常の学級に籍を置く場合というような言い方、通常校に籍を置く場合というような言い方に解釈しています。そういう場合には「本人・保護者、学校、学校設置者の三者の合意を義務づける仕組みとする。」で「合意が得られない場合には、インクルーシブ教育を推進する専門家及び障害当事者らによって構成される第三者機関による調整を求めることができる仕組みを設ける。」ということで、この第三者機関というのがどのような機関になるのかということも1つ大きな焦点かと思えます。この文言だけをみると、何かインクルーシブ教育・通常の学級で学ぶことが望ましいんだ。それから障害当事者が「そうするべきだ。そうするべきだ。」というような怖い機関になってしまうかもしれない。私自身の個人的な意見を述べていいのかわかりませんが、やはりこういった第三者機関を設置するというのは教育委員会なりがきちんと構成メン

パーを考えていく方向性が様々な点から考えても望ましいという気がしています。3点目に関しては、合理的な配慮、つまり当該学校の設置者は条件整備を行うために計画的に必要な措置を講じなさい、ということになっています。

そしてこの中には出てこないんですけれども、教育に関する意見一覧なんかを見ますと、いわゆる就学時健康診断等、学校教育法施行令第22条の3が就学基準ですね。これがやはり入り口の段階でインクルーシブな教育か、あるいは推進会議のいう分離教育かというその道具になっているので、これ自身を取り除く制度として行っていかなければいけないよというニュアンスが色濃く出ているかと思います。ただ就学指導委員会といたしても、私もまだまだ経験が少ない中ですが、組織として委員会の名前としては就学委員会とついても、私の関わっている保護者さんであったり地域によっては就学指導委員会ということばを使わないで、就学相談ということばが当たり前のように使われていて、現在も保護者への意見聴取が義務づけられていて、システムとしてはいわゆるきちんと意見が述べられるようになっている。ただ荒川先生が言われたように、ちっちゃい事象を1つ1つ取り上げてそれが良い悪いと言ってたら、当然満足されていない保護者の方も恐らくいっぱいいらっしゃるでしょうし、物事の捉え方自体も非常に難しいなと思っています。委員1人のことばを取り上げるのはどうかと思うのですが、例えば特別支援学校の入学者が最近増加している現状に対してある委員は次のように言っています。「増加している現状をもって分離教育は必要とされているのだとする意見がある。しかし障害児の教育に関する多様な情報が十分に提供されていないこと、かつ普通学校での障害児の個別のニーズに応じた合理的配慮がなされていないため、子どもや保護者がやむを得ず特別支援学校や特別支援学級を選択しているという背景は隠されたまま分離教育が実施されている。」というような意見がきちんと意見一覧の中に掲載されています。そうすると議論の中のもう方向性が決まっています、その方向性に合わせるためにちょっとネガティブな状況だったり、あるいは解釈を変えて論を進めていき過ぎないかというようなところはあります。ただ、だからといってここで引っくり返せるのかというと、下山先生が言われたようにもうじき閣議決定などが行われてという状況ですので、新しい方向性があっても、やはり子どもたちを可能な最大限度まで発達させるという目的をしっかりとできる方向性を持たなきゃいけないのかと思っています。

この就学指導の在り方については下山先生の方からお話しいただいておりますが、資料に特別支援教育の推進に関する調査協力者会議の審議の中間まとめの概要が掲載されています。その中で就学指導の在り方について、調査協力者会議の中で議論なされてきた方向性が示されています。1つ目ですが、「幼児教育段階から、義務教育への円滑な移行を図るため、市町村教育委員会が幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して就学移行期における個別の教育支援計画を作成する。」2つ目ですが、「障害のある子どもが就学する学校について、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて、障害の程度が「就学基準」に該当するかどうかに加えて、必要な教育的ニーズ、保護者や専門家の意見、就学先の学校における教育や支援の内容等を総合的に判断して決定する仕組みとする。」「就学する学校の決定は、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて保護者との共通認識を醸成し、保護者の意見を十分に踏まえることを前提として、制度としては義務教育を実施する責任を有する教育委員会が決定することとし、就学後も継続的な就学相談・指導を行うなど適切かつ柔軟できめ細かな対応を行うことが必要である。」というような在り方を示しています。いわゆる学齢簿作成以前から、障害が何かしら判明した段階から個別の教育支援計画の作成、さらにそれを活用した相談・支援活動を行いつつ、いわゆるこの就学先を決定する際においては、これまでの成果であったり、子どもの成長を見つめつつ、総合的な判断の隣の部分ですが、障害の状態、教育的なニーズ、保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況、その他の事情等々を総合的に判断している。ですから就学基準いわゆる学校教育法施行令第22条の3が今後どうなるかわかりませんが、就学基準があることが大前提としての調査協力者会議の中間まとめ、つまり「就学基準は、特別支援学校の就学のための必要条件であるとともに総合的判断の際の判断基準の1つ」でした。ですから、視覚障害がないのに視覚特別支援学校に入学しなさいということは絶対あり得ないわけですし、そういった意味での必要条件というように考えてもらったらいいと思います。このような形で文部科学省が考えていると下山先生言っているんですね。新しい就学の在り方としてはこういうことが議論されていた。そういう枠組みの中で推進会議の方でまた新たな方向性が出てしまったところがあるかと思っています。

それで推進会議が始まった段階ではこの中間まとめの方向性というのはすでに打ち出されていて、これ昨年度

中に出て推進会議の方も行われたのですが、この新しいシステムというか文部科学省が考えているこの中間まとめにある就学の方角についても、推進会議の意見一覧の中で触れられておりまして、この中間報告の仕組みも教育委員会・就学指導委員会による総合的判断で子どもの就学する場を決定する仕組みになっていることから、従来の障害による教育の場を分ける体制のままである。インクルージョンとはいえないというかたち。このシステムもだめだよ。これが推進会議の決定かどうかは別として、意見としてはこれでもだめなんだみたいなことが出されているという感があります。ただ私自身としては調査協力者会議の先生方が様々考えられた新たな方策は決して悪い方策ではないだろうな。第三者機関等々も何度もどういう状態になるのかもわからない状態ですので、とりあえずは今後の方向性を考える上は調査協力者会議が新たに考えていただいたところをベースとして考えていっていいのではないかという気がしています。それから、1点だけですけれども私ちょっと今の流れ・現状をみなさんと共通認識するために私なりにまとめさせていただきましたけれども、その中で推進会議の委員の方のことは何か所か引用させていただきました。どちらかというところばかり引用してきたのですが、ここまでの話を聞くと私がどういう立場に立っているかお分かりだと思うのですが、こういう立場に立っている人間からすれば良識派の意見もしっかり述べられておりまして、例えば特別支援学校や特別支援学級の仕組みというのは少ない資源・予算をできるだけ特定の箇所に集中し、効率的な教育を図ろうとしたものである。単にこれを廃止しただけでは特別支援学校の支援の質は下がり、普通学級でも混乱し、最終的に被害を受けるのは障害児となるので、障害児教育不在の時代に戻りかねないというような意見もありまして、ですからやはり合理的配慮なしで、このまま進んだならとんでもないことになってしまうだろうな。逆をいえばやはり幼児期段階から十分な支援を行いつつ、本当に特別支援教育を必要としている子どもや保護者が特別学校・学級を選択してくれるそういう時代になればいいのかという気がしております。こういう中で、それぞれ何を求められているのかと先生方も混乱しておられると思うのですが、これからの就学支援の在り方、あるいは就学支援を迎える際の保護者への情報あるいは支援をどのようにしていったらいいのか、あるいは今あるこんなところをこういうように変えていったらいいのではないか、のようなそれぞれ何かご意見であったように思います。

【フロア】 私は別に特別支援学校にいかねばならないという立場でも、特別支援学校は差別だという立場でもないのですが、今日すごくこれに興味があって来させてもらいました。ここで午前中様々な話を聞きながら、一般校に行くなら行くで構わないのですが、そのためにはそこできちんとした教育が受けられるのかということが一番疑問に思っています。合理的配慮の確保について、障害者が地域の学校に就学し、多大な負担を求められることなくその学校において特別な教育を受けることを保証するためには云々と書いてあるのですが、これを保証できるのかというのが一番疑問です。その辺りが視覚にも、聴覚にも、肢体にも、知的にも病弱にも全部できるオールマイティーな先生がというのが特別支援学校自体にもおられないのではないかと思うんですね、その状態で一般校にこれだけのことを求めるというのがどうなのかということが一番疑問に思っているところです。

【小林】 逆を言うと、〇〇特別支援学校の教育相談では、地域の子どもを支援する際に、在籍している学校の校長から依頼を受けるというシステムを作らなければ、在籍校の方でこんな工夫していただきたいというのがストレートに担任の先生に伝わりにくいですね。所属校同士のやり取りというシステムで〇〇県はやってると思うんですが、その辺りで小学校の先生と一緒に考えましょう、支援しましょうっていう時の困難であったり、いわゆる通常校の先生の意識ですよ、感じられている所はどんな感じですか。

【フロア】 以前教育相談といまして小中学校に在籍しているお子さんの中に、本校は視覚障害などで視覚障害がある生徒さんがおられた場合、昔は保護者が希望したら本校の方に来て教育相談を受けていたんです。そうすると本校の教育が一般校に全然反映されないということ、保護者から情報を受けるから在籍校は公的には全然知らないということがありましたので、それはやはり本校がその子に教育することが一般校に反映されるというのが理想的な形なので、今言われたように在籍校を通して本校の方に依頼をしていただく。そして、できれば年1回は見に来ていただくということで、あと連絡帳などでやり取りさせていただいています。ただし本校でやったことがすべて在籍校に行くわけでもないし、反対に在籍校の状況が本校の側にあれしてください、これしてくださいと言っても、本校だと人数が少ないからできることがあっても、在籍校だと多人数の中でできないということもありますので、今年度、先ほども言われたように主任という立場になって、この立場になったら何が良いかということ出張に出るんですね、それでできるだけ一般校の方に出張に行かせていただいて、そこでできることと

いうか、これをお願いしますという形で反映していただくようにしています。そうすると、むしろ一般校の方が聞く耳があるというか視覚障害についてあまり知らないというのもあるので、助言や支援をさせていただくと取り入れてくれる可能性はたくさんあるのですが、特別支援学校の方がなかなか聞き入れてくれないことがあるのが現状です。だからこちらも一般校のことを知らないといけないので、できるだけ行かせてもらってその中でこれだけはやってくださいという事を言わせていただいているので、比較的その理解は今のところあります。

【小林】ありがとうございます。すみません、司会が視覚障害が専門なものですから視覚障害の現状でお話しいただきましたが、その他視覚障害以外であったり別に障害種を特定することはないんですけれども、何か先生方が感じられていることがあれば、おっしゃってください。例えば、現在の就学相談・就学指導委員会のシステムを考えると、実は視覚障害、私の領域でいうものすごくシステムはあるけど現実的に動いていないという思いがあります。どんなことを言っているかというと、視覚障害は、きちんとした数は出てないんですが、出現率でいうと0.01～0.02%なんですね。ですから5,000人から10,000人の子どもに1人あるくらいの障害が視覚障害なんです。そうしますと各市町村の中の就学指導委員会の中に視覚障害のことについてしっかり判断できる委員がどのくらい参加しているのかというと、かなり心許ないというのが正直なところです。例えば資料に学校教育法施行令第22条の3があります。その区分の視覚障害者を見ていただくと、「両眼の視力がおおむね〇.三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能または著しく困難な程度のもの」。通常の文字等の視覚による認識が不可能のものはイメージ一番しやすいと思います。いわゆる点字を使うような盲の状態、目の見えない子どもたち。その一方で弱視といわれる見えにくい子どもたちがいます。見えにくいんですけど実は見えています。それも視覚障害です。そういう子どもたちを見たとき通常の文字、図形等の視覚による認識が著しく困難な者もそのまま字義通り受け取ったならば、みんな通常校でやっつけられるのではない。だってご飯食べてるし、ボール遊びもできるし幼児期なんか。それで保護者の意見聴取がある。そうすると「盲学校も1つの選択肢かもしれませんよね」みたいなところ、本当に弱視のことに理解があってきちんとメリットなりを話している相談ができていく市町村がどれくらいあるんだろうかということかなり厳しいな。そういう目で見ると、障害がわかった時点で個別の支援計画の作成が始まりこれに基づいた相談・支援が始まります。恐らく今の形では市町村教育委員会がこれを作ることになるのですが、当然視覚特別支援学校が参画するようになるんだろうな。そうすると今と比較すれば視覚に障害のある子どもたち、その場でどんな先生がつくか問題があるかもしれませんが、現在の就学指導委員会みたいな状況よりは、より多くの情報が保護者に伝わっていくし、より早期からの教育が可能になるかということも感じております。幼児期の子どもさんへのサポートの経験のある先生だったり保護者さんとコミュニケーションを取られている先生だったりいらっしゃるのでしょうかね。知的障害特別支援学校はあまり幼稚部が設置されていませんよね。そうするとどちらかというと厚生労働省管轄の療育センターに相談していることが多くて、それをどのように教育と連携していくのか、ということも就学指導の在り方を考える上で非常に重要だと思うのですが。

【フロア】改正イメージでも学齢簿の作成が時間の流れで始まっているのですが、就学時健診で初めて障害がわかることは考えにくいことで、通常はもっと以前から医療機関の対応があると思います。そこで、医療と教育とのつなぎは改正でどうなるのでしょうか。例えば、視覚障害では市町村ごとに対応しろといっても難しいので、そうした専門機関がもっと早い時期に何らかの対応があると思います。その一方で知的障害だとそういった通所施設はあるといっても量的には不十分なところもあるために、相談機関はあっても活用しきれてない所もあるでしょうから、どのような議論がなされているか教えていただければと思います。

【下山】就学の指導・相談を含めて早期からの取組とより良い方向へというのは今に始まった話ではありません。早い時期から子どもへの教育や支援を始めていかなければいけないという流れはもうずっと前からある話で、文部科学省としてみれば平成に入ってからですね、早期からの教育相談の体系化という事業をやってきました。広島でも実施されているかもしれません。就学前の幼児への支援を例えば教育機関だけでなく福祉や医療とも連携しながらできるだけ早く始めていく。そういう中に就学相談や就学指導を位置づけていこうという取り組みはずっとやってきていることです。早期から障害のある子どもを把握して必要な支援を行っていく、盲学校もそうですけど聾学校など、極めて早くからそういう視点で現実に学校でやっていますね。今は知的の学校であれ、どの学校であれセンター的機能という役割に取り組んでいます。ただ日本全国どこでも早期からの支援に取り組ん

でいるかというところでもありません。都市部で取り組まれているかというところ都市部は就学前というのは福祉の機関で随分支援が行われている現状がありますので、逆にそこでは教育が入っていかない。そうすると今度は就学のところに上手くつながらないという問題があります。ですから都市部が全部良いかというところ必ずしもそうではない。支援がない郡部はどうかというところ、支援が特別支援学校に一極集中なんですけども、一極集中して進めやすい面もあります。地域によって温度差もあるという状況だと思います。それをどこで揃えるかというところ教育委員会がきちんとコミットできるというところなるんですよね。今の制度上は学齢簿の作成というところからになりますので、学齢簿の作成からこれを起こしていますけども、実際には少なくともこの年のできるだけ早く、就学前の1年間のできるだけ早い時期から就学の相談をしなくてはならないという議論をされています。就学支援のスタートが何になるかという事ですよね。学齢簿になるのか、あるいは就学予定者のお知らせみたいなものになるのか、就学相談ができますよというお知らせになるのか、それを検討する必要があります。学齢簿は、次年度就学する子どもたちの原簿になりますので、あまり早く作ってしまうとその1年間に転出入の移動というのをうまく反映できるかという問題も出てきます。そういうことも政府としては吟味していかなければいけないので、この時点では学齢簿の作成からという事ですけども、先生ご指摘のできるだけ早くやるべきではないかというご意見には全く同感です。それに伴い、実は就学相談の市町村の相談の体制は、現状では不十分であり、就学相談や就学指導に専門性のある人材を位置づけることが大切です。例えば、特別支援教育の経験あるいは、特別支援学校におられた人が関与していくことも考えられます。今はどうかというところ、市町村の事務をやっている人たちがたまたま教育委員会に来て就学指導をしています。それでは十分に障害のある子どもの就学指導ができないのでそういう部分が必要だという事、これは方向性として出していますし、今年度の予算の中に位置づけたのですが、その予算が十分に確保できなくて一名称としては就学相談コーディネーターとして位置づけたのですがうまく実現できてはいません。そういうものは何らかの形で必要になると考えています。

【小林】 いわゆる推進会議の中でも議論があちこちいってしまうんですけど、まずはすべての子どもにこの就学の学齢簿を作成した後、全員に通常籍を置かせて、まず通常籍を保証してあげて、そのあとに就学时健康診断をして、その就学时健康診断で何かしらのニーズがわかった場合にはそれを基に合理的配慮を考えてあげればよいという議論がなされていますが、下山先生のお話を聞くと、あるいは現実的に動いている状態を見ると、例えば10月とか11月に就学时健康診断で障害があることがわかって、それから合理的な配慮を考え、就学先を決定していくと間に合わないし、受け入れる小学校側だってすべての障害のある子どもが在籍してくることを前提に準備しておかなければ間に合わないだろう。それが30年後や40年後であればできるかもしれないですが、今の時点でそんなシステムになると恐らく物凄くことになってしまう。そうならないためにも、今お話しいただいたようになるべく早い時期からしっかりと相談していくのが大切なんだろうな。文部科学省で考えられている個別の教育支援計画は、相談ファイルを活用する、つまり、相談に行った場所ですべて情報を1つのファイルにまとめて様々な機関での相談を親御さんに一元管理してもらおうという方向性が出ていたような気がします。

【下山】 先ほど初めて聞いたことばだったんですけど、就学相談コーディネーターというのはお金がないとなかなかつけにくいと思いますが、最近学校を回っていますと再雇用制度でベテランの先生が盲学校にいられていることが多いのでいいシステムだと感じています。特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議の経過報告(H22.3)には、「教育委員会に特別支援教育の経験豊かな職員を配置したり」とあります。これを今年度の計画した事業の中では就学相談コーディネーターというような形、これは仮の名称ですが、そういうものを盛り込んでいます。退職した職員を非常勤職員として再任用することも考えられます。これから再任用職員なども発生していきますので、そういう方を有効に使っていくことも方向性として大切になってきます。都市部や中核市では指導主事という立場の人を結構な数置けるので、そういう人が就学相談や指導の事務局をやり、通年で相談支援をしているケースがあります。保護者が迷った場合、いつでもそこに行って相談を始められるのです。中核都市まではそうなのですが、それ以下の小さな市になると指導主事も十分に配置されていませんから、先ほど言ったように事務の方がこういう立場になる。そうすると、制度はこうなっていますからという対応をとるケースもあるようです。比較的小規模な市町村を含めて、専門的な知見のある方を配置するには、退職教員の活用などが必須だと思います。

【フロア】 障害者権利条約とリンクさせながら考えていきたいと思っているのですが、今、就学相談とかいわゆ

る就学の指導、最近では就学指導と始まっていて、そこにおけるこれまでの総括をどのようにしていくかがポイントだと思います。そこに親の権利概念がどのように入っていくのかという問題ですね。例えば、力関係において、教育における情報量とか様々な教育の事実とかについては圧倒的に文科省にたくさんありますね。そういう事になると、これまで様々な相談の例の中で、やはり情報や経験等を踏まえて、お話しをされるわけですけども、いわゆる親と相談に乗ってくれる先生方が力関係において果たして対等なのだろうか。もし、先生の言う事はおっしゃるとおりです、しかし私は地域の学校に入れたいですという親のニーズがあった場合、それをどのように力関係の上において対等性、権利条約で言っている平等性や対等性をどういうように作っていくのか。これ最初にあった落合先生がイギリスの例を言われて、例えばネームドパーソンというのがありました。そういう親が様々なわからないことが圧倒的で、親の立場として相談できるようなシステムを作るとかそういう事によって、自分の中で納得いかないことをストンと落とす、いわゆる信頼関係のことでできるのではないかと思います。つまり、この人の言う事はごもっともだけど本当に納得できないという事もあるだろうし、この人の言う事は自分の立場として言ってくれる。例えば子どもの障害の事を今の自分の価値観で言ってくれるとかですね。そういうところで様々な話が出てくると思うんですね。これからこの相談の問題としては、私はまだ勉強していないからわからないのですが、親と専門家がどのように対等にいわゆるその力関係においてやっていけるのか、当然親は情報量が少ないし自分の子どもしか経験してない、それを補う今言ったネームドパーソンのみみたいな、その人を後押ししてくれて、抑圧状態にあったり、保護者が不服な場合不服申し立てをするまでに様々なことをきちんとサポートしてくれる体制が必要じゃないか。そういうところに権利条約の1つの意義があって、それは多くの好機で捉えたと、例えば少数でいわゆる力のない人をどのように救済するかという社会全体の仕組みを、教育だけでなく、雇用や医療の問題を聞こうとしているのではないかな。そういうところで、どのように今後教育関係の人間がわかりやすい社会的なモデルを作ることによって、いわゆる社会的な弱者をどのように救済するかという社会的な1つの新たなモデルができるのではないかと。その辺りは理屈の問題で、先ほどおっしゃったようにまだ難しいという現実がありますが、ある意味では社会改革をやっていく方向性にあるのではないかと思います。だから普通学校の今日も改革と言われましたが、普通学校の改革なんだと、普通学校の改革をずっと推し進めていけば将来、社会がちょっとでも変わってくるのではないかとというような、そういう大きな展望を、実現するかわかりませんが我々の夢を託すという意味も含んでいるのではないかと。教育相談の問題もそういう意味では、どのような力関係にあって、その力関係をどう例えば対等性のある、平等性のあるものに変えていくのが議論の中心になってくるのではないかと考えています。

【小林】 1点として、先生が直接最初のご意見で、力関係の中で混乱してしまった時はだれが救済してくれるのかというのが障がい者制度改革推進会議の方ではそれは十分あり得るだろうなということをお前提としてだと思います。インクルーシブ教育を推進する専門家、それから障害当事者によって構成される第三者機関による調整、そういう仕組みを必ずつくりなさいよという事はもう言われていますので、私はなんかNPOみたいな人たちがそういう仕事をするのは就学という事を考えるとあまり望ましくないという気がしているのですが、何かしらの形でこれは出来上がってくるのではないかとこの印象は持っているんですけども、先生がお考えになっているのはもう推進会議の方でも十分予想されているだろうな。

【フロア】 ○○大学で教員養成をしています。これまで就学問題で様々な苦勞がありました。シンポジウムの話としてはある視覚障害の人の就学問題ですね。結局残った問題としては、先ほど下山先生がおっしゃったような親の意見尊重を十分に尊重するような話し合いをしようという事で○○県の場合は○○県の組合と教育委員会が話し合いをしまして、そこで合意して○○県独自のやり方で、就学する場合においてはきちんと親の意見を反映するということであったんですけどね。その後またそのようなことが起こったんです。それを見ると、やはり親の意見反映だけでいいのかと、親の意見尊重だけでいいのかという。その時起こった問題としては不服申し立てをするという、行政訴訟するというような話も出た例があります。その時もやはり様々な話し合いを裏側でしたんですけども、やはり後で考えてみると親の権利の問題がでてくるわけですね。行政の方が基本的に行使権を持っていますので、権利を持っていますので、そっちにでるわけです。どうしても行かないという事で、50日くらい自分の意見を通したんです、視覚障害のその方は結局折れて、どこで落とすかという話になった。そういう例もあります。最終的にはですね、近くの養護学校に何年間か通ってですね、将来は地域の学校に戻るという

約束をしました。結局はそれで収まって、行政訴訟まで行かなかったんですけども。そういう様々なことを考えていくと、この1つの問題は第三者機関というややこしいことを言わないで、親の権利をきちんと明確しておく方が、これは子どもの権利条約の流れでもありますし、またひと悶着あるのではないかと思います。

【小林】 先生の思われていることはよくわかるんですけども、理想と言っていいかわからないんですけども、例えば就学先を決定する時の相談っていうのは、先ほど下山先生が市町村の就学指導で小さいところに行くと全然知らない人がもう法的にはこうなっていますからというおしつけがあるというのも事実かもしれませんが、きちんと行われている所はその子にとって一番望ましい教育環境、当然親は多くの場合障害のある子どもを育てるというのは初めての経験なはずですよ、そういう子どもがどう育っていくかというのを知らない中で情報量の多い専門家の方から、こういう選択肢もありますよというアドバイスをもらうことはごくごく自然な流れだと思うんですね。先生が言われているのはアドバイスと親御さんの気持ちが一致しなかったらという時ですよ。それは時間があれば時間があるほど両方の思いなりが理解されて、先生が言われることばでいえば信頼関係で両者が合意してくるところが見つかるという問題だと思わなければならないんですけども。ですから学齢簿の作成が遅いのではないのかという先生のご指摘ですが。

【フロア】 私は学齢簿の作成を早くしろと言っているのではなくて。

【小林】 わかっています。その時期からというのではなく前の方からしっかり見ていく、伝わっていくというシステムを作っていくことが大切なのではないのかな。そういう中で先生の思われているようなケースはやはり出てくることは事実だと思わなければならないんですけども、うーんっていう感じですね。

【フロア】 抑圧されたり従う状況に置かれていることがある場合の救済の問題をどのように考えるかということがメインテーマだと思います。先ほど基調報告で様々な学校改革の問題が具体的に話があって、そういう方向に流れていくのでしょうか、根底にあるのはお互い人間同士が尊重し合い、差別せずに生きていきたいと思いますというわかりやすいメッセージを我々に突きつけているのではないのではないかと思います。

【小林】 すみませんこの場ではですね、子どもの能力を可能な限り最大限発達させるためにどうしていこうかという教育面なりでちょっと意見交換させていただきたいかという気もしているのですが、先生が言われているのはたぶんです、共生社会とインクルージョンの関係についての方がおっしゃられている議論としては適切だと思うので、申し訳ございません。腰を折っちゃって何を何があるのかということとあれなんですけども。最終的には保護者さんが100%満足して主体的に学校を選ぶというのはほしからずとあり得ないのかという気も私はしています。視覚障害の場合だと例えば地域の学校で点字を使う場、下山先生の場合言っていていいかわかりませんが、実は認定就学者になっていることってほとんどないんですよ。なぜ認定就学者になってないかという認定就学者っていう事にすると、その学校で学べるという事を大前提として条件が整っているという事が条件で認定就学者ですから、認定就学させちゃうと教科書から試験問題からすべて点字で学校が準備することになってしまいます。できないことは分かっているんで、認定就学じゃなくて地域の学校で学ぶ。親はそれを当然望んでいますが、やはり親がボランティアさん等に点字作成の依頼をしたり、学校によっては子どもが点字でやった宿題を全部お母さんが普通文字に直して提出して、その提出されたものを学校の先生が見て宿題をチェックするという取り組みがあって、お母さんが悲鳴を上げているというそんなのも現実的にあるのは事実なんです。例えばインクルーシブな教育で点字を用いる子は通常の学校で学ぶ際の合理的な配慮なりを考えていかなければならないんですけど、就学に当たっては親御さんがやはり地域の学校で、兄弟と同じ学校で学ばせたいと願っても、実際行かせてみたらこんなに負担が多いものだとは思わなかったというようなのは様々な所の事例として起きているんだろうなという気がしています。そういう過度な負担がないようなシステムづくりが絶対に必要だろうし、そういう事で親御さん、養育者も安心して学校に通わせていける条件になるんだろうなという気がしております。

【船津】 現在の就学先決定の流れと、今後の新しいビジョンが、根本的にどこが違うかを確認してみると、例えば最初に就学基準がありきでなくて、1人ひとりの子どもを総合的に判断して、個々のニーズに合わせて就学先を決めていくことが大きな柱だと、理解させていただいてよろしいでしょうか。その中で文科省の流れの中で総合的判断の中でたくさんの障害の状況が書かれてありますが、今回の提案は、保護者の意見がかなりクローズアップされていることを通して考えてよろしいのでしょうか。

【下山】 はい。保護者の意向を最大に尊重するという事ですね。

【船津】だから総合的判断の中になんかこう強いところが出てきているという事でよろしいでしょうか。

【下山】はい。この項目の中に高かったり、低かったり、重かったり、軽かったりすると総合的判断にならないから、そこは言いませんけども、でも保護者の意向は最大に尊重しながら、という事を謳っていますのでそこに重みがあるという表現はいいのではないのでしょうか。

【船津】そうですね。そこからまた様々な問題点が発生してくるのではないかという事ですね。

【下山】例えば点字を使う子どもさんについて、通常の学級でやれる力はあるが、点訳なり点字を墨字に訳するという事が保護者に委ねられているのであれば続かないでしょうね。そういう事は今後考える必要があるでしょう。結局こういうことを教育委員会に最終的な責任を負わせるのかという議論をきちんとやるべきです。就学を指定するのであればその子どもの教育の保障を行うべきだという考え方があり、教育委員会が認定するとされてきたわけですね。この仕組みがなくなったとして、新しくできる仕組みではこういう事をどうするのか。条約では合理的配慮というものがありますのでその中で考えていかなければならないかもしれません。こういう事ははっきりしないとこれを地方自治体に任せることにならないですよ。

【船津】下山先生、親のニーズと先ほど司会の先生の方の子どもの実態の中で、この子には例えば自閉的傾向があるとか学習的な障害があるというこちらの方である程度先取りして見ていって、それがある意味適切な判断なのかはわかりませんが、その子どもさんが持っていらっしゃる1つの困難というか困り感だと思うのですが。親御さんとしたらやはりそういったところでなくて、まだ障害という事を受け入れるということ自体もしんどいし、みんなの中で一緒に遊ばせてあげたいという思いやニーズもある時に、親のニーズと客観的にみたときの子どもさんの実態という親御さんから見た実態とは違う面での、そこにずれがあった時に親の意見を重要視するようになってくると早期介入や教育って適切な支援を早期からやっていけば、例えば視覚的な支援なんかを使うとよくわかるという知的障害の子どもさん、それを早期からやっていけばもっともっと学習していこうと思うところを、例えば親のニーズというのを重視していくと1年2年それが遅れてしまうと、どっちがプラスなのかと考えると、私なんかは子どもを中心とすべきかと思うのですが、一方で親の障害の受容の問題等を考えてみた時にどうなのかと考えてみますと、多少難しいかと感じるのですが、その辺りはどうなのでしょう。

【下山】その辺りが、大事なことです。例えば障害者の権利条約であって保護者の権利条約ではないという言い方を先生がされましたね。障害のある子どもの中には自分の意思を明確にできない子どもがたくさんいます。その中で保護者の意向で左右されてしまうことがあります。そうすると先ほど荒川先生が例外でも判断するのは良くないと言われましたけども、私どもは必ずしも親御さんの意向に沿うことが難しい事例として子どもさんにとってプラスにならない点があるのでは、という事を申し上げたわけですね。保護者の意向と子どものものが必ずしも一致しないケースもあります。今、先生がおっしゃった権利の問題もあります。保護者の選択権をどのように考えるかということはあるのですが、今、特別支援学校へ就学している保護者の多くは自分が選択したという認識をお持ちのようです。実質的に選択権があるとも考えられます。そういう事を合わせながらどういう仕組みが良いのかを議論していく必要があるのではないのでしょうか。

【小林】荒川先生、スライド配布資料にない中で選択権ということばがどう変化してきたのか。

【荒川】第12回に、初案の1から初案の2で随分変わっているんですよ。最初の案で選択権ということばを使われていたのは初案2の段階で削られてわりと最終案に近い文章に変わったのではないかと思います。学校選択ということばは昔からありますけど、最近全然違う分野で学校間競争を盛んにするための学校選択みたいなでなっていますので、そういう意味で用語としてどうなのかと私自身思います。選択権ということば自体はいったん削られています。今後復活するかもしれませんが、ただ、いいですかついでにちょっと言っといて、早い時期からの就学相談、相談・支援というのは必要だと思うんですが、あくまでも乳幼児からの生活とか成長発達を豊かにするための相談であって、就学の時にトラブルを起こさないために早めに手を打っておこうとかいう、そういう事ではないと思うんですね。始めから就学先をこれで決められるかもしれないという警戒感を持たれて相談をするとなかなかうまくいかないのですが。そうではなくて、今の生活から豊かにしていくんだ、豊かな成長・発達をとというスタンスでやっていくなかで私は保護者としても変に警戒感を持たないで安心して相談できるということが必要になってくるし。そうした中で私は、もちろん例外はあると思うんですけども、かなりの保護者はきちんとした根拠・理由を持ってわが子にとってはこれが最善だというふうに判断していけるのではないかとそ

うであるべきじゃないかと思っています。午前の話の繰り返しになりますが、どこか1つを選ばなくてはならないとなると、こちらを選べばあそこをあきらめなくてはいけないというのがあってですね、そしてすごくジレンマに陥る。実質選択権を担保されるといっても何か苦しい選択というのがあります。そういう意味でそこをもう1つ乗り越えて、何かを失って何かを選ぶのではなく、選択権がすべての子どもに保障された上で、さらにそれでは満足いかないから、例えば通常の学校に行くとしても、こういう合理的配慮をきちんとしてほしいとか、あるいは通常の学校にも受け止められながらも、そこだけでは心許ないから特別支援学校や学級でもこういうような指導をしてほしいときちんと要求できる。今だと特別支援学校に行くためにはこの辺は別という事みたいですが、そうではなく特別支援学級や学校の教育を併せてこういう指導を受けさせたいという要求ができるような就学の支援の在り方を追求すべきでないかと考えています。

【小林】 すみません、視覚障害の話ばかりして。盲学校では教育相談をしていてパンフレット作っているんですけど、大体どの盲学校でも教育相談のパンフレットには就学を前提としませんということが書いてあるんですよ。書かないとやはり来にくい、特に視覚障害の場合は福祉系の相談機関がほとんどないんですよ。幼児期段階は唯一あるのが京都と神戸と福岡、それ以外は昔は東京都の身障者センターが相談していたんですが、最近は相談がないので盲学校しか相談機関がないですね。だけど親御さんは相談に行ったらうちの子盲学校に行かされることになるのかというのは気にしているので書いてある。書いているのでややこしい問題というのは、書いて教育相談に来てこの子絶対に盲学校の方が伸びるしいいよなどと思っても、うちの学校どうですかと言えない盲学校の先生のジレンマもありますから、荒川先生が言われたようにどこでも選ぶ権利があるんだよというのがわかったならばもっと気楽に相談できるのかという気がしています。

【フロア】 複数在籍についてもお聞きしたかったのですが、どういう感じなのですか。

【荒川】 地域の学校に在籍しながら必要によっては特別支援学校に、という。

【フロア】 何時間とかですか。

【荒川】 それは子どもによってもかなり違うでしょう。相当の部分を特別支援学校で受ける子どももいるでしょう。イギリスは、敷地がそもそも隣同士で、隣の特別学校の子どもが午後は小学校で授業を受けたりする。フレキシブルにやっています。複数在籍かはわからないのですが、学校群の中で共同の関係ができていて、どちらかで全部面倒見るというのではなく、様々なところで責任をシェアし合っているところは学ぶべきであると思います。ただ先ほども言いましたように、細かところでは詰めるべき所はたくさんあります。

【小林】 ですから学齢期に入ると難しいですけども、全国の盲学校の幼稚部さんを見るとフルタイムで盲学校の幼稚部さんにいる子どもはほとんどいないですよ。ほとんどの子どもが週3日盲学校で残りの2日が地域の保育所とか幼稚園とかが一般的ですので、時間の問題は別ですけど、幼児期段階までできていたことが学校に上がると途端にできなくなってしまうというよりは、それも可能性として、システムとしてあるよというのがやはり1つなのではないかという気がしますよね。

【下山】 現行の仕組みの中に、通級による指導があります。盲学校の場合も、小中学校から盲学校への通級も可能です。教員がつかないものですからセンター的機能で対応しています。今の制度でも、そういった柔軟な仕組みを在籍は移さなくてもやれるようになってきているのですが、もっとできるようにしようというご提案ですね。そういう事を提案されていくべきだと思います。

【小林】 通級による指導の担当の方にお金つける予算というのは難しいんですかね。

【下山】 今はそれでしか予算つかないですよ、逆に。今年1,500人増やしていますけどね。これまでのところ数年は通級指導しか増やせないという状況でした。

【林田】 公務員抑制されてますよね。

【下山】 ここの支援を充実させていくことを、当面、現行制度の中でもやるという事です。

【荒川】 義務教育の国家負担法が3分の1になりました。国の方で増やそうと思っても地方で賄いきれなくて返上することが多くなってきている。そこも単純に通級指導の教員増やせという要求をしてもうまく結果に結びつかない状況が出てきている。その辺りを根本的なところから検討しなくてはいけないとも思います。

【小林】 すみません視覚障害ばかりで。単一の弱視の子どもは固定級いらないと私は思っているんですよ。担任と一緒に1対1でずっと授業を受けて、たまに交流デビューでは弱視の子どもは通級指導教室の方が。東京都な

んかは弱視固定級は1個もないんですよ、小学校も中学校も。弱視学級と呼んでいるのは全部通級指導教室で、予算があるところではできる。けれども県によっては弱視通級指導教室を設置していない自治体の方が多いのが事実ですね。すみません。できれば何かお1人一言ずつ発言いただきたかったかという願いがあるんですが、何か思いであったり、あるいはもしこうなったらいいなという提言でもいいと思うんですが。

【フロア】 ○○から来ました○○です。就学支援と保護者への情報供給ということで今日いくら聞かせていただいたのですが、○○県の方でもこれまで文部科学省の事業で個別的教育支援計画をモデル校をなど指定をして研究開発をやってきたんですが、福祉の方でも厚労省からの流れで個別の支援計画といった形で取り組みをしているのですが、やはり教育側と福祉側そしてまだ行政の壁みたいなのがありましてなかなかうまくリンクしないということが県でも見られます。小中学校、特別支援学校でもそうですけども個別的教育支援計画を作成していった保護者と関係者も含めて作成をしているわけですけども、結局一番根っこになりますのが就学前のお子さんにどう広げていこうかとなる時に、市町村の保健婦さんや市町村教育委員会の担当者なんかを会議に呼んでですね、一緒に考えていくんですけども、実際に就学前の子どもさんに広めきれないという部分が教育委員会サイドからのジレンマなんです。逆に福祉の方に言わせてみると、最近はまだ保健師さんが3歳児検診などで発達障害などの子どもさんをよく見れるようになったんですけども、以前はその辺りがわからないという事で、保健師さん方への研修を充実させなくてはいけないという事で、随分最近保健師さん方の発達障害への研修も進んできておまして、就学時健診それ以前ですね、部分の保険・医療・福祉サイドの障害児の見極めという部分が進んできているんですが、そのつながりがなかなか上手く行かないんですよ。先ほどもお話にありましたけども就学以前の福祉のフォローを見てみますと様々な手立てをされています。子どもさんを様々なところでお預かりしたり療育したりとか取り組みをされているんですけども、それが就学前になった時に教育委員会がそこに入り込もうとした時につながらない。そしてそれがまた就学につながっていかないという事が現状で、何ともしがたいところなんです。ですから改正イメージを見たときに、とても良いと思うのですが、学齢簿作成以前まだこの前で、6歳、場合によっては7歳、4歳、3歳、その部分というのがきちんとあって、この改正イメージにつながらなければ、本当の意味での就学支援、保護者への情報供給につながらないのではないかと最近よく思っております。厚労省が管轄している部分での障害児支援、この中に出生後「気になる」「育てにくい」子どもさんがここで見つかった。その後も再開して様々な専門機関と相談を行っていったところまでは書いてあるのですが、ここから先が教育の分野につながらないといけなと思うんですけども、こういうのを見ても、そのなかなかつながりがないなと思うんですよ。就学支援と保護者への情報供給という本来は個別の支援計画で示されているように乳幼児期からの本当に例えば就学期あるいは学校卒業後につなげていくというシステムを副交感型と言いますかそういう取り組みをしないとなかなか就学時の部分での話し合いだけでは解決できないのかと最近強く感じておりますので、その辺り障害児支援と絡めた検討が必要なのかと感じております。

【小林】 実は私も保健センターで発達相談をしておまして、女性の職場に男1人で入り込んで非常に居心地がいいのか悪いのかわからない仕事をしています。実は私が月1回そういう仕事をしているんですが、3分の1のお子さんは何かしら保健師または心理士などから見たら問題のあるお子さんです。結局近くに特別支援学校があるんですが、特別支援学校ではそういう幼児期の子どもの教育相談みたいなのをやっていないので、結局その地域ではNPOを作って保護者支援するというような形で四苦八苦するという形を見ている。先ほど下山先生がおっしゃったシステムとしては、幼稚部を持たない特別支援学校でもいわゆる地域支援というのはきちんとできるシステムになっている。恐らく特別支援学校が本気になってそういうのをアピールしてやっていますよという実績を作って行けば必ずニーズはあると思うんですね。最初は四苦八苦するかもしれませんが、今のシステムとしては今の子どもたちを犠牲にするわけにはいかないので、まずは学校サイドがきちんとそれをオープンにやっているという事を地域ある意味では保健センターの方にそれをやっているというチラシを置いてもらうだけでもたぶん相談件数は一気に増えると思うんですね。そういったところで今あるシステムを使いながら次の新しいインクルーシブな教育になった時、なったからシステムを作るんじゃなくて今でもそれはできることだと思うんですね。やはり地域支援というのはより積極的にやる必要があるのではと思います。

【下山】 これからのセンター的機能が地域の学校を支えていくことは間違いないことなので、視覚・聴覚のように少ない学校はセンター的機能をどう発揮していくかが問われていくと思います。これができなければ成立しな

いだらうと思います。インクルーシブ教育を想定し、現実的に考えるほど特別支援学校の役割やセンター的機能の重要性が出てくるということです。

【小林】 なかなか上手く進行できずに申し訳ございませんでした。ただ大きい話から小さい話まで様々に出て、司会者として一番はすべての先生に一言ずついただけたら幸いだったかという気はするんですが。この後、全体会の方でそれぞれの分科会での討議の状況を整理し、質疑・議論の時間がございます。もし何かございましたら全体会の方でも積極的にご発言等いただければ幸いです。どうもありがとうございました。

VIII. 分科会3 インクルーシブ教育と合理的配慮

司会：広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座 木船 憲幸
記録：広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座 川合 紀宗

【木船】 分科会3を開催いたします。テーマは、「インクルーシブ教育と合理的配慮」となっております。司会を務めさせていただきます広島大学の木船でございます。どうぞよろしくお願いたします。あの午前中の基調報告、あるいはまあそれまでも先生方まあ情報をお持ちだと思います。で、一口でそのインクルーシブ教育、合理的配慮と申しまして多様な、本当にあの様々な話題とか様々な課題があると思いますので、私の方から整理はしないような方向で、学校あるいは行政機関様々な場で感じておられるこの合理的配慮、どうしていくかとそして子どもたちの最大のその発展を目指す、発達を目指すということで、日常的に感じておられる、課題あるいはこのようにするといいいのではないかという提言ですね、あるいは、私どもで答えられるか分かりませんけれども、推進会議、改革推進会議の方向性とか、そういったことについてのご疑問とか、合理的配慮ということに限定した上でのそういう懸念や課題、提言、疑問などをお出しただいて、生の声を集約していく方向でやりたいと思いますけれども、いかがでございますか。それでは、どなたからでも何か意見表明なり、質問なりございましたらよろしくお願いたします。

例えばということと言いますと、今日の荒川先生の基調報告の中には、我々がこれから考えていくべき課題みたいなもの、合理的配慮についての、方向性あるいは課題等の様々なヒントがあったというように私は受け取っておりますけど、その中でこんなところはどうかと、荒川先生の基調報告でのお話、または意見表明なりをしていただいても結構です。なかなか出ないようでしたら、話題をすこし絞って行きたいと思っております。

最初は突然で申し訳ないのですが、ここに筑波大学の藤原先生がいらっしゃいますので、附属特別支援学校の校長先生ということもありまして、様々感じておられることもあろうかと思っておりますけど、何か1点、話題をご提供いただいでよろしいでしょうか、突然に申し訳ございません。

【藤原】 筑波大学の藤原でございます。私は今日、学ぶことばかりでございます。私は指導法が専門でございます。今特別支援学校の校長でもありますし、ここ十何年は、特別支援学校を中心とした授業づくりということに専念させていただいております。本来その課題とか位置づけというものを、私なりに考えていたわけです。ただ今日、荒川先生のお話を聞きまして、私がやっていたことが、こういうインクルーシブという考え方とか教育制度全体に関連することに意義があったんだということを、改めて認識させていただいたという、非常に貴重な機会でした。それで、私事で恐縮なのですが、おっしゃったことをベースにすると、逆に間違いはなかったということばかりでした。基本的にどうということかと申しますと、今インクルーシブな考え方が進んでしまうと、特別支援学校そのものの存在価値、それから、特別支援教育の在り方、いわゆる場という問題ですね。そういったものが否定的な方向に向かう可能性も出てくるのではないかという危機感も持っているわけです。しかし、今日のお話でありましたように実は決してそうではなさそうだと。問題はそのあり方自体が実はとても大事なことで、いわゆる地域の中のひとつの資源だと考えているのですが、そういう方向で位置づけていかなければいけないと思っております。

教育の現状を考えますと、特に知的障害の教育観に危機感を感じておりました。あまりにも個というものが大きな位置を占めていて、形態的な個別化に傾倒しすぎているところがある。それから、ご指摘にもあったこの手厚さということが、唯一の方法論になりつつある。実はそれが教育の課題だということで、授業改善を進めてい